

## 福島県女子サッカーリーグ 2023 実施要項

1. 主催 一般財団法人福島県サッカー協会
2. 主管 一般財団法人福島県サッカー協会女子委員会
3. 期間 2023年4月23日～2022年12月17日
4. 後援 郡山市
5. 会場 県内各地 会場準備は、開催地区チームで行う。
6. 参加資格
  - (1) 当該年度（公財）日本サッカー協会（以下JFA）に女子登録チームとする。
  - (2) 第1項の登録団体に個人登録を完了している者とする。
  - (3) チーム所属人数が7人未満のチームは、合同チームでの参加を可とする。
7. 参加チーム

グループ1は昨年度の結果より上位4チームとする。  
グループ2は昨年度の結果より下位4チームとする。  
新規参加チームはグループ2より参加する。
8. 競技方法
  - (1) 当該年度のJFA「サッカー競技規則」による。
  - (2) プレー時間：70分 ハーフタイムのインターバルは原則10分とする。
  - (3) リーグの順位を決定する方法
    - ① 勝点(勝ち：3点、引き分け：1点、負け：0点)
    - ② 勝点が並んだ場合は以下の順序にて決定する
      - ア 当該チームの対戦成績
      - イ 得失点差
      - ウ 総得点
    - ③ 抽選 方法はくじ引きとする。
  - (4) 交代の人数制限は設けず自由な交代とするが、主審の承認を得ること。
9. ユニフォーム

本大会当該年度のJFAユニフォーム規程による。

  - (1) ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込書に記載し、各試合に必ず携行すること（FP・GK用共）。シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものとする。
  - (2) シャツの前面・背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツの選手番号については付けることが望ましい。
  - (3) 参加申込締切日以後はユニフォームの色、選手番号の変更は認めない。
  - (4) ユニフォームへの広告表示についてはJFA「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める。尚、会場によって広告掲出料が発生する場合は、チーム負担とする。
  - (5) ユニフォームに他のチーム（各国代表・プロクラブチーム等）のエンブレム等が付いているものは着用できない。
  - (6) アンダーシャツの色は問わない、ただしチーム内で同色ものを着用することを認める
  - (7) アンダーショーツの色は問わない、ただしチーム内で同色ものを着用することを認める

## 10. 懲罰

- (1) (一財) 福島県サッカー協会理事会の決定に基づき、福島県女子サッカーリーグ 2023 リーグ規律委員会を設置し、(一財) 福島県サッカー協会規律・裁定委員会は(公財) 日本サッカー協会の懲罰規定第3条(以下、懲罰規定という)により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規定第25条に基づき当該大会規律委員会へ再委任する。
- (2) 前項の再委任の範囲は、戒告、譴責及び1試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとする。
- (3) 委員構成  
委員長：(一財) 福島県サッカー協会 大井川恵一規律・裁定委員会委員長  
副委員長：(一財) 福島県サッカー協会 女子委員長  
委員：(一財) 福島県サッカー協会女子委員会役員
- (4) 決議方法  
大会規律委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。

## 11. 参加料

下記の口座に2023年4月20日まで振り込むこと。

銀行名：東邦銀行 大槻支店 普通預金

店番号：218

口座番号：379854

口座名義：一般財団法人 福島県サッカー協会

参加料 ※¥20,000円/チーム

## 12. 参加申し込み

- (1) 参加申込書に所定事項を入力の上**2023年4月16日(日)**までにメールにて申し込むこと。
- (2) 申し込み先 福島県女子サッカーリーグ運営担当：佐藤 俊昭  
e-mail：chibihana.sato@jewel.ocn.ne.jp 携帯：090-4884-7694

## 13. その他

- (1) 帯同審判には1試合ごとに謝金を支払うが交通費は各チームで負担する。
- (2) 各チームの登録選手はJFA発行の選手証を持参しなければならない。  
ただし、写真貼付により、顔の認識ができるものであること。  
※選手証とは、JFAWEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。
- (3) 試合開始60分前にメンバー表(2部)と出場選手の選手証を共に本部に提出する。メンバー表は各チームにて準備する。
- (4) 試合の記録は、主審に割当たっているチームが担当し行う。
- (5) 上位リーグ最下位は下位リーグへ降格し、下位リーグ1位は上位リーグへ昇格とする。
- (6) 上位リーグの最下位から2番目のチームと下位リーグ2位のチームは入替え戦(1試合)を実施する。
- (7) 不戦敗については0-5の負けとなり、シーズン終了後の順位を最下位とする。  
その後の処分についてはリーグ規律委員会にはかる。
- (8) 実施要項に規定されていない事項については、本リーグ主管委員会において協議の上決定する。
- (9) 参加チームは(一財)福島県サッカー協会女子委員会発行の「新型コロナウイルスの影響下における遵守事項(ガイドライン)2023/04/01」を遵守する。